令	≀和	2 年	F度	一船	}会計	· 歲出 第2款 1項 2目 12節委託料			
		種	目	番	号	委託担当	_		
受付						連絡先 政策局統計情報課 担当者名 唐鎌、 児玉			
番号	r					数水内侧时间和M 15日右右			
						電 話 671-2106			
						→p →1 →1.			
						設 計 書			
1	委	i	計	É	名	- 令和2年国勢調査 調査区要図及び調査員地図作成業務委託	.		
2	履		行	場	所	横浜市政策局総務部統計情報課、18区役所総務課			
3	履	行其	田間			□期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
Š		.11ヵ .は其				□ 期限			
	入	りょか	ガ PIX			■ 別阪			
	-leve	=	2 *1			(mr. felt-den. c/			
		≜約区				_ ■ 確定契約 □ 概算契約 □ 概算契約			
5	そ	0	他架	产約	事 項				
6	現		場	説	明	_■ 不要_			
						□ 要 (月 日 時 分 場所)			
7	委	i	託	概	要				
						総務省から貸与された調査区情報(CMS)や住宅地図情報等をもとに、指	定		
						の様式で調査区(約32,000調査区)ごとに調査区要図及び調査員地図を作	成		
	する(広い調査区の場合には、複数枚に分割となる可能性あり)。詳細は短								
				添仕様書を参照。	_				
						MALE OF MALE			
<u> </u>									

8 部 分 払

□ する (回以内)

■ しない

部 分 払 の 基 準

					마 스) 14	ひ 巫	+-			
業	務	内	容	履 行 予定月	数	量	単位	単	価	金	額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額 ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額	<u>¥</u>
内 訳 業務価格	¥
消費税及び地方消費税相当額	¥

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
調査区要図 作成		1	式			32,000調查区 図郭調整、印刷、PDF作成
調査員地図 作成		1	式			32,000調査区 印刷、PDF作成 住宅地図ライセンス、複製許 諾費用含む
諸経費		1	式			

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

令和2年国勢調査 調査区要図及び調査員地図作成業務委託仕様書

1 業務委託の概要

総務省から貸与された調査区情報(CMS※)や住宅地図情報等をもとに、調査区要図・調査員地図を作成することにより、調査員事務の効率化を目的とする。

※基本単位区をベースとした地図情報と統計情報を統合処理するために総務省統計局が開発した地理情報システム (Census Mapping System: CMS)

2 「調査区要図・調査員地図」の作成(プリントアウト)枚数(概算)

総務省から貸与された調査区情報(CMS)や住宅地図情報等をもとに、指定の様式で調査区要図、調査員地図を作成。

約32,000調査区について、調査区ごとに1枚作成(広い調査区の場合には複数枚に分割となる可能性あり)。

3 成果品

本業務における成果品は次の通り。

- (1) 「調査区要図」の印刷物及びデータ (PDF)
- (2)「調査員地図」の印刷物 (カラー・複製許諾含む)及びデータ (PDF)
- 4 作業項目と日程(予定)
 - (1) 横浜市から受託業者への情報提供 令和2年5月
 - (2) 受託業者による調査区要図の作成 令和2年5月から6月まで

 - (4) 受託業者による調査区要図の再作成 令和2年6月から7月まで
 - (5) 受託業者による調査員地図の作成 令和2年6月から7月まで

5 納品

「調査区要図・調査員地図」及び PDF の入った CD 等を各区に納品する。また全区の PDF の入った CD 等を一式、横浜市に納品すること。 PDF データについては、ファイル名に調査区番号を含み、調査区番号1から順に並ぶよう命名すること。 また、貸与した資料等は納品後に返却又は廃棄を行うこと。

納品期限 令和2年8月3日(月)

6 横浜市が用意するもの

次の資料等について、貸与する。

- (1) 背景図データ「Zmap-TOWN II デジタル住宅地図」(総務省から貸与)
- (2) 「調査区 CMS データ (基本単位区)」データ (総務省から貸与)
- (3) 「調査区 CMS データ (基本単位区)」データに反映されていない調査区の分割・統合・修正情報
- (4) 備考情報データ(excel 形式)
- (5) 調査区要図用紙のサンプル (A4 判, 片面 1 色(黒))

- ※(1)(2)は行政区ごとに切り分け、1枚のCD等にまとめたもの(18枚)。要返却
- ※(3)については、修正指示を紙の地図に記載したもの
- ※(4)については、調査区番号と備考情報のテキストが入ったもの

7 受託業者が用意するもの

- (1) 調査員地図を作成するため、総務省から貸与を受けた「調査区 CMS データ (調査区線等の情報)」 と重ねることができる住宅地図データ(居住者名入りでなるべく最新のもの)及び作成に必要な複製 許可
- (2) 「調査区要図」印刷に必要な A4 用紙、「調査員地図」印刷に必要な A3 用紙、納品に必要な CD 等

8 「調査区要図」について

- (1) 作成する「調査区要図」の仕様については、別紙1と同等のレイアウト・A4 用紙とする。
- (2) 枠内に道路、河川、鉄道、住宅・建物枠、方位記号、調査区境界(●-)、基本単位区境界(○-) を見やすく表示すること。また、備考情報があるものについては枠内左下等に表示すること。
- (3) 都道府県名、市区町村名、区名、市区町村コード、調査区番号及び調査区の所在地を所定の欄に表示すること。
- (4) 「調査区要図」の大部分の住宅・建物枠内に、出力後に手書きで二桁の数字が加筆できる縮尺とし、難しい場合は一定の余白を確保したうえで、住戸がなるべく大きく印字されるよう方位・縮尺の調整を行うこと。方位縮尺を調整しても大部分の住宅・建物枠内に、出力後に手書きで二桁の数字が加筆できない場合には、分割図を追加すること。小さな調査区などについては、基本を1/800~1000として印刷を行うこと。方位については縮尺調整が不要の場合は北が上、縮尺調整をした場合でも北が上側になるよう作成すること。
- (5) 集合住宅等の調査区については、引き出し図※※を枠内に記入できるような余白を設けること。 また、階で分割されて複数の調査区が設定されている集合住宅については、便宜上建物や敷地が 分割された CMS データとなっているため、それらを統合した上で、それぞれの調査区分の調査区 要図を作成すること。
 - ※※引き出し図とは、集合住宅等の階数、階ごとの部屋数がわかるよう升目を入れた、それぞれの枡内に二桁の番号を記入するために調査員が記入する図
- (6) 調査区番号等については、なるべく家の上などを避け、印字を行うこと。
- (7) 分割図が4枚以上になる調査区については、当該区の指示を受け作成すること。
 - ※ 「調査区要図」の見本については別紙1、分割の例は別紙2、集合住宅の例は別紙3を参照。

9 「調査員地図」について

- (1) 作成する「調査員地図」の仕様については A3 用紙を基本とする。 調査区の範囲が広く居住者名が印字されない場合は複数枚に分割する。分割する際には重複部分 を設けること。
- (2) 確定した調査区要図の調査区範囲をもとに出力すること。
- (3)「調査員地図」については、方位・距離の目安を表す記号、調査区境界(赤)、基本単位区境界(緑)、

都道府県市区町村名、市区町村コード、調査区番号及び調査区の所在地を見やすく表示すること。 また、備考情報があるものについては表示すること。居住者名を表示すること。

- (4) 分割された地図が3枚以上になる調査区については、当該区の指示を受け作成すること。
 - ※ 「調査区地図」の見本については別紙4を参照。

10 その他特記事項

- (1) 「調査区要図」(別紙 $1 \sim 3$) については見本のため、レイアウト等は 6 (5) で貸与する「調査区要図用紙」のサンプルで確認すること。
- (2) 貸与する CD 等、紙資料及びデータの汚損・忘失等のないよう厳重な管理を行うこと。
- (3) 国のCMSデータ作成後に修正した調査区については、『「調査区CMSデータ(基本単位区)」データ に反映されていない調査区の分割・統合・修正情報』を受け取った後、CMS データの修正作業を実 施し、「調査区要図・調査員地図」の作成を行う。この修正後のCMS データについては、納品物で はないため、納品後に適切に削除等を行うこと。
- (4) その他、この仕様書に記載のない事項については市と受託業者が協議のうえ定める。

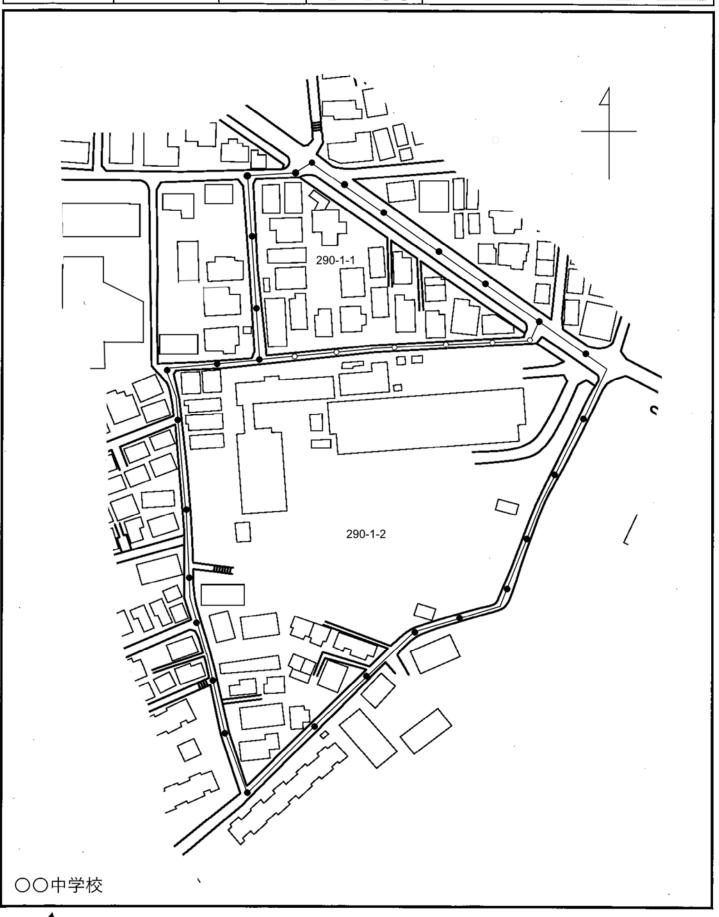
令和2年国勢調査

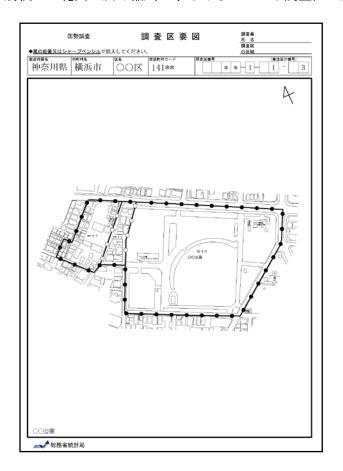
調査区要図

調査員 氏 名 調査区 の所在地 別紙1

◆黒<u>の鉛筆又はシャープペンシル</u>で記入してください。

都道府県名 市町村名 区名 市区町村コード 調査区番号 (単位区の番号) 2 9 2 0 1 1 神奈川県 横浜市 OO区 14100



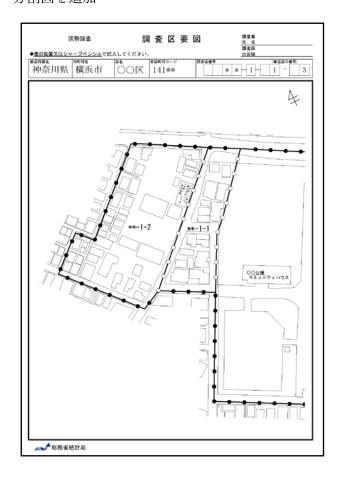


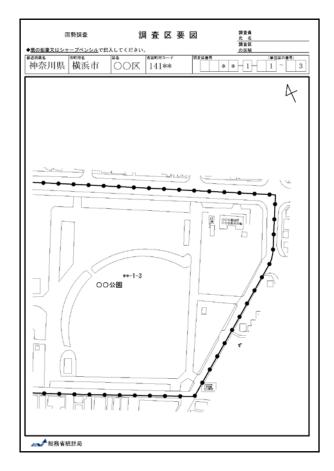
分割する際は、なるべく基本単位区境界や家等のあまりない地域で行うこと。その際、分割図間には重複の部分を設けること。

基本的には、分割図間で方位の向きは一致させるが、 困難な場合は当該区の指示を受け作成すること。 分割図間の縮尺の多少の差は許容とする。

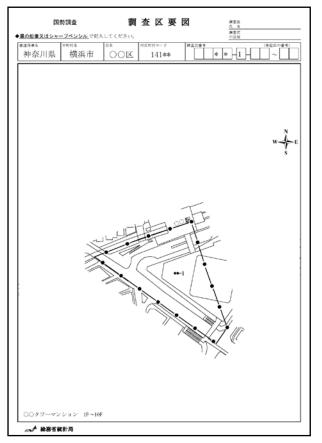
分割図が 4 枚以上になる調査区については、当該区 の指示を受け作成すること。

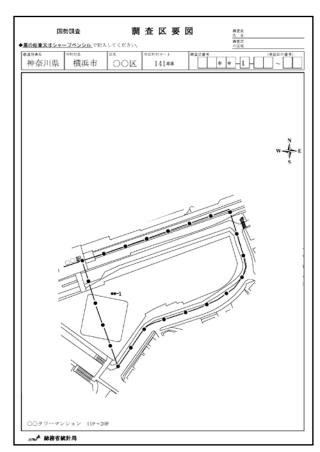
分割図を追加





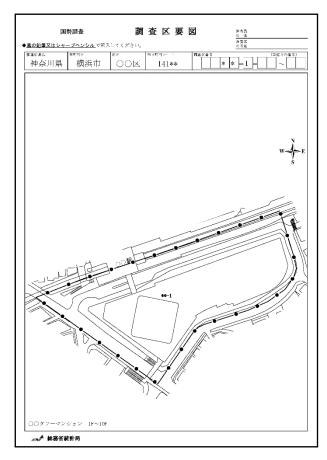
別紙3 集合住宅が階で調査区が分割され、CMS上も便宜上分割されている調査区の処理について

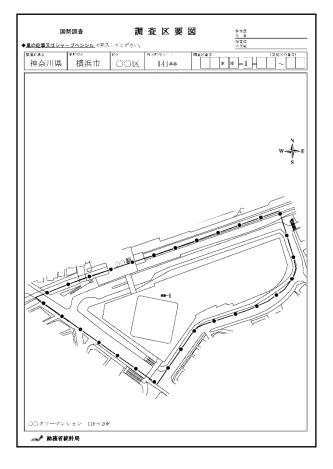


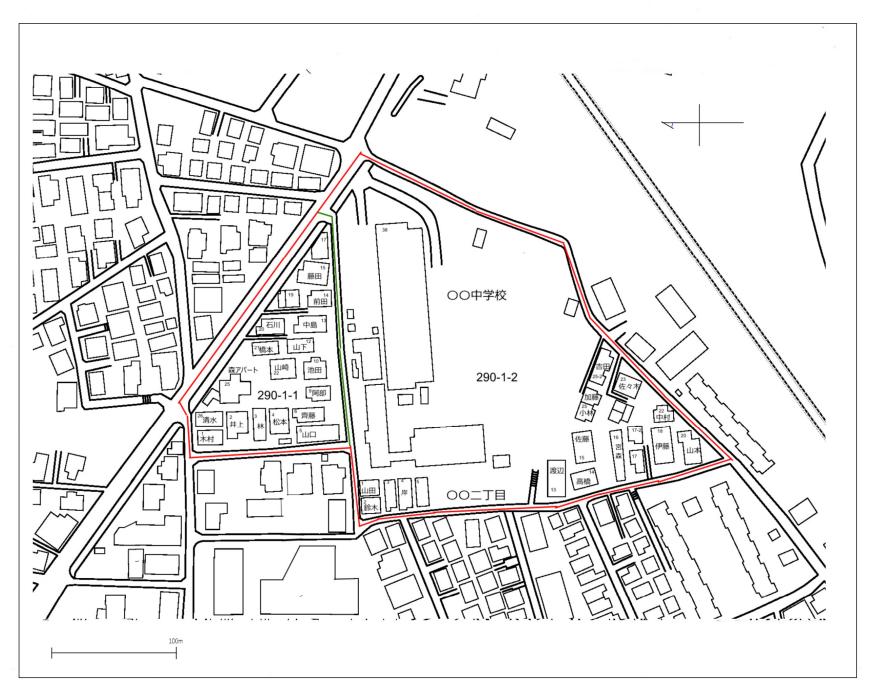




調査区番号や備考情報はそれぞれの 調査区のものを出力すること







調査区番号 290-1

調査区の所在地 横浜市〇〇区 〇〇二丁目 2

備考情報 〇〇中学校